

大和市自治基本条例（平成 16 年 10 月 7 日公布）

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21 世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

（最高規範性）

第 2 条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

第 2 章 自治の基本原則

（参加及び協働の原則）

第 4 条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

（情報共有の原則）

第 5 条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

（法令の自主解釈）

第 6 条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。

(対等及び協力の原則)

第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

第3章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する。

3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

第4章 市議会

(市議会の責務)

第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

(市議会議員の責務)

第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

第5章 市長

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則（第33条において「自治の基本原則」という。）に従い推進されるよう調整しなければならない。

- 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。
- 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第6章 行政運営の原則

第1節 総合計画

(総合計画)

第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

第2節 執行機関

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

- 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。
- 3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。
- 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

(執行機関の組織)

第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

(行政評価)

第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

- 2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任)

第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

- 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(情報公開)

第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

- 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。
- 3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

- 2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(出資法人に対する指導等)

第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

第3節 財政

(財政の健全性の確保)

第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

(財産管理)

第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

第7章 厚木基地

(厚木基地)

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

第8章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第9章 その他

(他の自治体との連携)

第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

川崎市自治基本条例（素案）

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることをあらためて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1 総則

1 目的

この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。

2 位置付け等

- (1) この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めます。
- (2) 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

4 基本理念

市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めます。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者としてのその総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

- (3) 市は、国及び神奈川県との対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

5 自治運営の基本原則

- (1) 市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営を行うことを定めます。
 - ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が行われること。
- (2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。

第2 自治を担う主体の役割、責務等

第一 市民

1 市民の権利

市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができることを定めます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。
- (4) 行政サービスを受けること。

2 市民の責務

市民は、自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政運営に伴う負担を分担すること。

3 事業者の社会的責任

事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。

4 地域社会におけるコミュニティの尊重

- (1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地又は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができることを定めます。
- (2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重することを定めます。
- (3) 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進することを定めます。

第二 議会

1 議会の設置

市に、議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設置を定めます。

2 議会の権限と責務

- (1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行うことを定めます。
- (2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。

3 議員の役割と責務

- (1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。
- (2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。

第三 執行機関

I 執行機関

1 市長の設置

市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。

2 市長その他の執行機関の権限、責務等

- (1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。
- (2) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する執行機関をいいます。以下同じ。）は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮することを定めます。
- (3) 職員は、市民と共に自治を推進する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行することを定めます。

II 行政運営等

1 行政運営の基本等

- (1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。
- (2) 行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。
 - ア 市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
 - イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - ウ 市民からの提案等に的確に応答すること。
 - エ 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - オ 施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- (3) 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。
- (4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。

2 財政運営等

- (1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。
- (2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めることを定めます。
- (3) 執行機関（市長及び教育委員会に限る。）及び市が経営する地方公営企業の管理者は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行うとともに、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めることを定めます。

3 評価

- (1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに

に、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。

- (2) 評価の指標等は市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にとってわかりやすいものとするを定めます。
- (3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

4 苦情、不服等に対する措置

- (1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。
- (2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じることを定めます。

III 区

1 区及び区役所

- (1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政への市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。
- (2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。
- (3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理することを定めます。

2 区長の職務

区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとするを定めます。

- (1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区民（区の区域内における市民ををいいます。以下同じ。）に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供しよう努めること。
- (3) 区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

3 区に関する市長の責務

市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。

4 区民会議

- (1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議（以下「区民会議」といいます。）の設置を定めます。
- (2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映しよう努めることを定めます。

第3 自治運営の基本原則に基づく制度等

第一 情報共有による自治の営み

1 情報提供

- (1) 市は、市民生活において必要な情報について、市民に積極的に提供することを定めます。
- (2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。

2 情報公開

- (1) 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができることを定めます。
- (2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

3 個人情報保護

- (1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めます。
- (2) 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができることを定めます。
- (3) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

4 会議公開

執行機関に置かれる審議会、委員会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由のない限り、公開されることを定めます。

第二 参加、協働による自治の営み

1 多様な参加の機会の整備

市は、事案の内容、性質等に応じて後記2から4までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。

2 審議会等への参加

審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを定めます。

3 パブリック・コメント手続

(1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）をとることを定めます。

(2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表することを定めます。

4 住民投票制度

(1) 市は、住民（市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。

(2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。

5 協働のための施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備し、その体系化を図ることを定めます。

第三 自治の営みのあり方

市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。

第四 国や他の自治体との関係

(1) 市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。

(2) 市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。

第五 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行します。